

川越高等学校 令和3年度部活動運営方針

1 目標

- (1) 部活動はスポーツや文化芸術等に興味・関心、能力・適性をもつ生徒が自発的・自主的に活動する場であり、本校の教育方針に基づき行う教育活動である。
- (2) 自己の能力及び技術の向上を図るとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感など、社会生活に必要な能力や態度をはぐくむ。
- (3) 教職員が顧問として指導に携わることで、より高い水準の技能や記録に挑戦する機会をつくり、目標をもった規律ある活動により心身の発達を促進して豊かな人間形成につなげる。

2 基本方針

- (1) 各部の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者及び関係諸団体との連携を図る。
- (2) 学業とのバランスを重視し、生徒が充実した学校・家庭生活を送ることができるように配慮した活動計画を作成する。
- (3) 顧問は生徒が主体的に活動できるよう指導・助言を行い、安全教育を重視して事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 運営

(1) 加入手続き

部への加入・脱退は適宜行えることとし、変更する場合は顧問に届け出るものとする。部員名簿や緊急連絡先は、各部で作成・保管する。

(2) 活動日

各部は週1日以上の休養日を設定する。なお、大会前等で休養日が設定できない週がある場合は、前後4週間の範囲で調整を図る。

(3) 平日の活動時間

3時間以内を原則とし、開始・終了時刻は各部で定める。準備・休憩・片付けの時間は活動時間とは別に定めることとするが、19時30分には生徒が下校できるように配慮する。なお、考查終了日や学期末など半日で終了する日については、休日の活動時間を適用する。

(4) 休日の活動時間

4時間以内を原則とし、施設の割り振りや校外での活動の場合を考慮し、開始・終了時刻は各部で定める。なお、1日の活動時間が超過する日がある場合は、前後4週間の範囲で調整を図る。

(5) 考査期間中の活動時間

考查日程発表日からは考查終了までは活動することができない。ただし、考查終了日から21日以内に大会があり、校長が許可した場合は次の時間まで活動することができる。

平日	終了時刻
考查日程発表後	17時30分
考查期間中	13時50分

- (6) 長期休業中
夏期・冬期・春期の活動については、時間や活動場所が変則になることが多いことから、別途校長が許可する。
- (7) 各種大会への参加
高体連主催大会をはじめ各種大会への参加及び他校との練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果を発揮できるよう計画する。
- (8) 活動計画の情報提供
顧問は、活動日時（開始・終了時刻を明記）と活動場所、休養日を示した活動計画（各部で定める様式）を前月末までに校長に提出する。校長の許可後は、学校全体で活動計画を共有する。
- (9) 活動費
部の活動費は別途定める生徒会部補助費を財源とする。なお、部費の徴収については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の過度な負担とならないよう配慮するとともに、会計報告を行う。
- (10) 緊急時の対応
緊急時の対応については、「学校における危機管理の手引」や「学校管理下における危機管理マニュアル」に従い、迅速に対応する。

4 指導上の留意点

- (1) 生徒・保護者・教職員間の報告、連絡、相談を十分に行い、信頼関係のもとで望ましい部活動運営を行う。
- (2) 県事業等を活用し、顧問と連携・協力して主に実技指導を行う部活動指導者を依頼する場合がある。
- (3) 使用する施設（部室を含む）や用具の管理を徹底し、盗難防止に努める。

令和3年度 部一覧

- 運動部 (14) 陸上、バレーボール、テニス、ソフトボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、バドミントン、ラグビー、硬式野球、卓球、柔道、剣道、空手道
- 文化部 (12) 美術、音楽、英語インタークト、自然科学、家庭、茶道、放送、吹奏楽、イラスト、クイズ研究所、演劇、書道

平成30年7月20日策定

平成31年4月 5日一部改訂

令和 2年4月 7日一部改訂

令和 3年4月 7日一部改訂